

生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は本校生徒を会員として組織し、市川市立第二中学校生徒会と称する。

第2条 この会は会員相互の個性を伸ばしその親睦をはかると共に自治活動に力を尽くし、本校の発展を目的とし活動する。

第2章 組織及び総会

第3条 この会には次の機関を置く。

生徒会本部、中央委員会、自治委員会、部長会、選挙管理委員会、その他必要に応じて設置する。

第4条 生徒総会は全校生徒で組織し、生徒会の最高議決機関で、全会員の3分の2以上の出席の下で開く。

第5条 総会は次の事について審議する。

1. 議長団の指名

2. 目的達成のために必要なこと

3. 本会の行事予算の決定、決算の承認

4. 会則の変更

第6条 総会は会長が召集する。中央委員会並びに全校生徒の3分の1以上が必要と認めた時には開かなければならない。

第7条 総ての会員は総会においての発言権を有する。

第8条 生徒集会は、委員会などの議決事項などの連絡にあてる。

第3章 中央委員会

第9条 中央委員会は生徒会長が召集し、組織する。

第10条 中央委員会は、生徒会全般に関する事項を審議する代議機関である。

第11条 中央委員会は、生徒会本部役員、各自治委員長、各部長で組織し、必要に応じて開く。なお、これに学級委員を含めた拡大中央委員会を組織する。

第12条 中央委員会は、生徒会の事務を円滑にするために必要な各種の小委員会を置くことができる。

第13条 中央委員会において、生徒総会の議長団の承認を行う。

第4章 自治委員会

第14条 本会には、自治執行機関として、次の自治委員会を置く。

学級委員会、環境委員会、健康委員会、体育委員会、図書委員会、放送委員会

第15条 自治委員会は顧問教師の指導、助言により委員長を中心とする次項の職務を行う。

(学級委員会) 学級の中心として、ISO活動などの様々な活動の運営にあたる。また、定期的な会合を持ち、学級及び学年全体のリーダーとして活動する。

(環境委員会) 校舎内外の整備計画の立案を実施、清掃活動及び美化活動を行う。

(健康委員会) 納食活動を含む校内の保健衛生等の円滑な運営に協力する。

(体育委員会) 体育授業時のリーダーを務め、各種体育行事への協力、計画、立案と実施及び体育用具施設の整理、点検や後始末を行う。

(図書委員会) 図書館業務への協力、読書の啓もう、新刊図書の照会、連絡を行う。

(放送委員会) 校内生活で必要な放送施設活用計画の立案運用にあたる。

第16条 各クラスはそれぞれ自治委員会へ代表を送る。

第17条 各自治委員会の委員長はそれぞれの委員の中から互選される。

第18条 各自治委員会の開催規約、活動内容は、各自治委員会に一任する。

第5章 その他の機関

第19条 学年学級委員会は各クラスの学級委員及び必要に応じて学年自治委員代表を加えて隨時開く。自治委員会に準ずる特別委員会として、「イベント委員会」「ルールメイキング委員会」を設置する。なお、構成委員については、担当顧問の承認のもと、有志で構成する。

第20条 各生徒会行事において、実行委員会を設置することができる。

第6章 本部役員

第21条 この会には次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、書記 2名、会計 2名、会計監査 2名

なお、改選は、毎年9月の年1回とする。

第22条 これらの役員は、それぞれの任務を有し、任期は1年間とする。

仕事

1. 会長は生徒会を代表し、常に公正に活動し明確なる決断力をもって、全生徒を統一する。任務は下記の通り。

総会・会議全体のまとめ、中央委員会の召集。

2. 副会長は会長に協力し、会長不在の時はその任務を代行する。

3. 書記は、各機関会議の記録の整理、生徒会全般の掲示、決定事項の発表、会議の準備及び連絡。

4. 会計は、生徒会担当職員と共に必要に応じて会費の支出及び会計業務にあたる。

5. 会計監査は、会費の使途につき、検査する。

第7章 議決

第23条 中央委員会、自治委員会など、生徒会各機関では、委員の過半数が出席しなくては、正式な決定ができない。

第24条 議決は過半数の賛成者をもって成立する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。但し、中央委員会では、本部役員が決定する。

第25条 中央委員会、自治委員会は、公開を原則とする。

第8章 会計

第26条 本会運営の経費は、会員からの会費事業収入、その他による。

第27条 本会の経費は、総て本会の発展のために支出されなければならない。

第28条 本会の予算は、中央委員会を経て、総会にて決定される。

第29条 本会の決算は、会計監査を経たのち中央委員会に報告され、総会にて承認される。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年、3月31日までとする。

第9章 選挙

第31条 本部役員は、選挙における選挙権、被選挙権を有する。

第32条 選挙管理委員会は、各クラスより1名ずつ選出された代表により構成し管理される。

第33条 投票は、全会員の無記名により、これを行う。

第34条 選挙管理委員会は、立会演説及び選挙活動を管理する。

第35条 選挙日程及び細則等は、原則として投票日より数えて15日前に公示される。

第36条 立候補者及びその責任者・応援弁士は、選挙演説を行うことができる。

第37条 選挙の結果は、すみやかに公示されなくてはならない。

第38条 選挙日程及び細則等は、選挙管理委員会が公示する。

第10章 付則

第39条 会則の変更は、会員の4分の1以上の要求、あるいは、会長が必要と認めた時になされ、総会において、3分の2以上の賛成を必要とする。

第40条 本会の決議事項のうち、学校側の承認が必要とされるものは、承認を得なければならない。

第41条 本会の各機関には、顧問教師を置くこととする。

第42条 本会則は、昭和48年10月1日より実施するものである。

※本会則第10章第39条により平成6年10月1日付で、本部役員の定数を副会長1名、書記2名、会計2名とした。

※本会則第10章第39条により平成19年4月2日付で、自治委員会として学級委員会が発足した。

※本会則第10章第39条により、平成31年4月8日付で、自治委員会として文化委員会を削除、整美委員会と生活委員会を統合し、環境委員会が発足した。